

税金の滞納があなたの人生を変えます！

皆さんは、日常生活を営む上でいろいろな公共サービス（警察、消防、ごみの処理、学校教育の費用など）を受けてい

ます。これらは税金でまかなわれています。

もし、税金を納めなければ、これらのサービスを受けられず、豊かで安全な暮らしができなくなります。『税金』は、皆さんの生活になくてはならない大切なお金です。

憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と定められています。今日の厳しい経済状況の中で、大半の市民の方は納期限内にきちんと税金を納めています。金融機関などへの支払いを優先して、税金の納付をおろそかにしているとお大変なことになります。

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と定められています。今日の厳しい経済状況の中で、大半の市民の方は納期限内にきちんと税金を納めています。金融機関などへの支払いを優先して、税金の納付をおろそかにしているとお大変なことになります。

タイヤロックによる自動車差押え

滞納処分までの流れ

税金を滞納（定められた納期限までに納めないこと）すると、納期限までに納めた方との公平性を保つため、滞納している方の財産（不動産、動産、預貯金、給与、売掛金など）の差押え、さらにその財産を公売（滞納者から差押えた財産を売却）するなどの滞納処分を行うことになります。

督促

納期限までに税金を納めない場合には、納期限から20日以内に『督促状』を発送して、納入の督促をします。督促状が送られた場合、督促手数料50円も合わせて納付することになります。

催告

督促状を発送しても納付しない場合には、催告書を発送して、納入の催告を行います。この催告書は、指定された日までに納付しなければ、所有財産の差押えなどの滞納に関する処分を実施するという予告的文書です。

財産調査

他の市町、税務署、金融機関、勤務先、取引先、滞納者の財産を所有する第三者などに対して、所有している財産の調査を法律に基づき行います。滞納者に通知することなく、了解を得ずに行い、調査による滞納者の不利益についての責任は一切負いません。

差押え

財産調査で判明した滞納者の財産を滞納者の意思に関わらず差押えます。督促状を発送した日から10日を経過した日までに税金を完納しない場合には、滞納者の財産を差押えます。（※この差押えとは、滞納者の財産の所有権を奪うものではなく、滞納者がその財産を売却したり、抵当権を設定することを禁止して、その財産を強制的に売却できる状態にしておく処分です。）

換価

差押えた不動産、動産などは「公売（入札や競り売りの方法により売却すること）」、預貯金、給与、売掛金などは取り立てにより、差押え財産を換価（＝換金）して、滞納している税金に充てる手続きを行います。

市 税を滞納すると 延滞金が発生し ます

市税を滞納すると、本来納めるべき税額のほか、延滞金もあわせて納付しなければならなくなります。この延滞金は、納期限内に納付している方と納期限を過ぎても納付していない方との公平性を保つためのものです。

たとえば、すっかり納め忘れただけであっても、納期限に間に合わなければ、延滞金が課されますので、納付回数が多い市県民税・普通徴収や固定資産税、国保税の納め忘れには特にご注意ください。ただし、震災・風水害・火災・失職等、その他やむを得ない理由があるときには、延滞金の減免（減額又は免除）制度がありますので、ご相談ください。

延滞金計算例	
税 目	市・県民税
税 額	24,000円
納 期 限	平成18年 6月30日
納 入 日	平成18年12月26日
督促手数料	50円
延 滞 金	1,500円
税額24,000円に対して1,550円余計に払わなければなりません。	

税金納付についての

Q & A

✓ 平日の日中には税金の納付や相談に行く時間がないんだけど・・・

平日に仕事をしている方で、市役所の執務時間内に来庁することができない方などのために、毎月第4日曜日に『休日納付窓口』を開設しています。

■場所 市役所会計課窓口

■時間 8時30分～17時30分

■内容 税金の納付のほか、各料金上下水道料金などの納付、納税相談も行っています。

※平成18年度の今後の実施予定日は、12月24日(日)、平成19年1月28日(日)、2月25日(日)、3月25日(日)です。

✓ 税金を納めたいのに納付書がないときは？

納付書をなくしたときは、市役所会計課窓口にて、再発行して納付することができません。また、仕事などで来庁できない場合は、会計課に連絡すれば、自宅に納付書を郵送することもできます。

✓ 税金を納めたのに督促状が送られてきたんだけど・・・

お手元にある税金の領収書と督促状の税金の種類・期別が一致しているかご確認ください。また、銀行や郵便局などで納めた場合は、実際に納めてから、納付の確認ができるまでに数日かかることがあります。その行き違いで督促状が発送される場合があります。

✓ 税金を二重に納めたときはどうなるの？

二重に納付された場合、ほかに市税の滞納があれば、還付します。滞納がある場合には、滞納している税金に充当します。どちらの場合も自宅に郵送でその内容を通知します。

✓ 市外(県外)に引越したときに税金はどうなるの？

市外(県外)に年の途中で引越(転出)しても、市が課税した税金については、市に納付することになります。

市・県民税は、毎年1月1日現在でお住まいの市町村に、固定資産税は伊予市にある土地や建物などを毎年1月1日現在で所有している方が、軽自動車税は、毎年4月1日現在で所有している方が納付することになります。

国民健康保険税については、市外に転出する月の前月までの月割り計算で、不足がある場合には、残額を清算することになります。

✓ 口座振替の手続きをしたのに税金が引き落としできなかったんだけど・・・

口座振替は申し込みをした月の翌月から開始されます。例えば、納期限が12月末の場合は、11月中に手続きをしなければ引き落としができません。

納税義務者や、口座名義人、口座番号などの誤記入があった場合にも引き落としはできません。このような場合には、

納付書で納めることになりしますのでご注意ください。

また、振替日に残高不足などのため引き落としができなかった場合には、「口座振替不能のお知らせ(納付書を兼ねています)」を送付しますので、市役所又はお近くの指定金融機関で納付してください。なお、口座振替日に引き落としできなかった場合には、再度、口座から引き落としをすることはできませんので、ご了承ください。

✓ 社会保険に加入しているのに、国民健康保険税の納付書が届いたんだけど・・・

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が社会保険加入者であっても、家族の方が国民健康保険に加入している、世帯主に税金が掛かります。

また、以前に国民健康保険に加入していて、現在は社会保険に加入している場合、手続きをしないと、国民健康保険に加入したままの状態、税金が掛かり続けている場合があります。国民健康保険と社会保険の両方の保険証、印鑑をお持ちの上、市役所で手続きをしてください。

愛媛県税徴収について

【概況】

愛媛県が課税を行っている主なものは次のとおりです。

①県民税②事業税③不動産取得税④自動車税⑤県たばこ税⑥自動車取得税⑦軽油取引税

この他にも多様な税目があります。このような県税収入は、愛媛県の平成18年度一般会計歳入予算当初6,190億円の約21%を占める重要な自主財源ですが、未収金についてはなかなか減少しない状況にありました。

そのため、県では平成15年度より県税の徴収確保を強化しています。納付の利便性を図るために、自動車税の納期内納付キャンペーンの実施、自動車税、個人事業税の口座振替制度を導入する一方で、財産差押えによる滞納処分を行っています。

【自動車税納期内納付キャンペーン】

平成16年度から毎年5月の第3週と第4週の土・日曜日に県内各地のスーパーマーケットなど12店で出張収納窓口を開設しています。

平成19年度もキャンペーンを実施する予定ですので、ご活用ください。

【滞納処分（差押え）】

納期限内に納付がななく、さらに督促状を發布してから10日が経過しても納付がない場合に、最終手段として滞納者の財産差押えを行うこととなります。

預金・給与・生命保険・不動産・自動車など滞納者の財産について独自に調査を行い、地方税法等に基づき、差押えを執行します。

現在、県では新しい取



り組みとして差押えた自動車にタイヤロックを装着し、成果をあげています。

この差押え行為は、滞納者の意思とは関係なく行つたため、「ある日仕事から帰ったらタイヤロックがされていた」ということもありえます。なお、タイヤロック等により差押えた自動車については、その後も納付がない場合は、インターネット公売により滞納額に充てることとしています。

税金の納付は便利で安心の口座振替で

「納付書をなくしてしまつた」「ついすっかりして、納期限が過ぎてしまつていた」という経験はありませんか？ 納税は便利で安全確実な口座振替をおすすめします。

一度申し込みをすれば、納め忘れを防ぐだけでなく、納期限のたびに金融機関などへ行く手間も省けて便利です。また、口座振替は翌年度以降も自動的に継続されます。手続きは「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、伊予市指定金融機関又は郵便局でお申し込みください。

県税（自動車税、個人事業税）についても、口座振替で納付することができまふ。お申し込みは、県内各金融機関（一部取り扱っていない機関もあります）で簡単にできます。

自動車税については、毎年5月末に口座から引き落とされ、車検に必要な「納税証明書」は後日、郵送することになります。

市民の皆さんに納めていただいている市税は、これからの少子高齢社会に向けて安心できる暮らしを支える大切な財源です。

市では、未納の解消にさまざまな取り組みをしています。が、税の公平負担の観点から、納税者の皆さんの市税に対するご理解も必要です。

納付困難な場合には、納期内にご相談ください。税金が滞納になってから「納付が困難だ」「税金が高すぎる」「他の人だって滞納している」と言うのは悪質滞納者の言い訳に過ぎません。

■問い合わせ

伊予市会計課公共収納担当

☎ 982-1111

（内線548・549）

愛媛県松山地方局税務管理課納税班

☎ 941-1111

（内線361・366）